

番号:160767

国名:東南アジア地域

担当部署:社会基盤・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室

案件名:メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクトの広域化活動に関する調査

1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:ジェンダーに基づく暴力/人身取引対策

(2)格付:3号 ~4号

(3)業務の種類:調査団参团

2. 契約予定期間等

(1)全体期間:2016年11月上旬から2017年2月中旬まで

(2)業務M/M:国内 0.90M/M、現地 1.00 M/M、合計 1.90M/M

(3)業務日数:

準備期間	第1次現地業務	国内作業	第2次現地業務	整理期間
5日	21日	8日	9日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1)簡易プロポーザル提出部数:1部

(2)見積書提出部数:1部

(3)提出期限:10月12日(12時まで)

(4)提出方法:専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)

(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイド
ライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>

業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)をご覧ください。なお、
JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねま
す。ご注意ください。

(5)評価結果の通知:提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者
の契約交渉順位を決定し、2016年10月20日(木)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

- ① 業務実施の基本方針 8点
- ② 業務実施上のバックアップ体制等 2点

(2) 業務従事予定者の経験能力等:

- ① 類似業務の経験 45点
- ② 対象国又は同類似地域での業務経験 9点
- ③ 語学力 18点
- ④ その他学位、資格等 18点

(計100点)

類似業務	各種評価調査(人身取引対策、ジェンダーに基づく暴力、ジェンダー主流化、ガバナンス)
対象国／類似地域	ラオス／カンボジア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等: 特になし
- (2) 必要予防接種: なし

6. 業務の背景

メコン地域(ミャンマー、タイ、カンボジア、ラオス、ベトナム及び中国南部)では、経済や情報の急速なグローバル化に伴い、開発の負の影響として、国家間の経済ギャップ、都市と農村部での貧困格差が拡大し、麻薬や武器の取引といった組織犯罪の広がりとともに人身取引は国境を越えた各国共通の深刻な問題となっている。近年では、2015年12月のASEAN経済共同体発足に伴い、当該地域における経済的な連携が進展し人の移動も活発化するなか、今後メコン地域における人身取引被害者がさらに増加すると見込まれている。特にタイは、域内の経済大国として、建設業、水産業等の分野で安価な労働力への膨大な需要があり、これらを背景とするメコン地域内の国境を越えた労働移動の急激な増加により、人身取引被害者(Victims of Trafficking: VOT)の到達国(目的国)となっている。また、カンボジア、ラオス、ミャンマー等の被害者送出国においては、貧困や少数民族問題、災害、政治やガバナンスの問題等がVOTを押し出すプッシュ要因となっている。

このような状況に対して、メコン地域では、人身取引対策について各国が連携・協力して取り組むべき地域共通の課題として認識されている。具体的には、2004年に地域内の協力枠組みとしてメコン六か国の各国大臣の会合であるCoordinated Mekong Ministerial Initiative Against Trafficking(COMMIT)を形成し、さらに二国間の覚書(Memorandum of Understanding:

MOU)の締結により、国内の政策立案や域内の二か国間協力を進めている。このような中、タイ国政府は、2008年に人身取引対策法を制定し、首相を委員長として、人身取引対策に関わる省庁の大臣で構成される委員会を設置し、人身取引対策に注力している。

JICAは、2009年から2014年まで、VOT保護の組織、能力強化等を支援する「タイ国人身取引被害者保護・自立支援プロジェクト」(以下、「先行プロジェクト」)を実施し、また、2013年5月から2013年7月まで、メコン5か国(タイ・ベトナム・ミャンマー・ラオス・カンボジア)に短期専門家を派遣し、各国のVOT支援や連携強化にかかる現状調査を実施した。その後、先行プロジェクトの成果(被害者保護にかかる関係者の能力強化とメコン地域ワークショップを通じたその周辺国との共有等)や上記調査結果を受けて、2015年4月から2019年4月までの4年間の予定で「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」)を実施している。

本プロジェクトでは、メコン諸国との連携強化を含む以下の3つを目的として実施している。

- ・【成果 1:タイでの社会復帰支援】タイ国内で被害者の社会復帰支援に取り組む関係諸機関の能力強化
- ・【成果 2:タイでの帰国・帰還支援】タイ国内で被害者の帰国／帰還支援に取り組む関係諸機関の連携強化
- ・【成果 3:メコン諸国との連携】周辺国における被害者の帰国／帰還と社会復帰に関わる支援体制の強化

とりわけ成果 3 では、タイ・ラオス国境(ボケオ県及びチャンパサック県)やタイ・ミャンマー国境(タチレク県)の帰国・帰還及び社会復帰支援体制の強化や、カンボジアを含むメコン各国との連携強化を図るなど、広域活動を展開していく予定である。

しかしながら、ラオス及びカンボジアに関しては、各国の最新の法制度や政策、人身取引対策支援の中央政府及び地方政府の実施体制や被害者保護・社会復帰支援の現状にかかる情報が依然として不足している。本プロジェクトでは、すでに周辺国との国境地域においてワークショップ等の活動を実施してきているが、今後の広域活動の展開と方向性をより明確化し、具体的な成果の発現を促すためには、ラオス及びカンボジアにおける人身取引対策の政策、実施体制、活動の内容等に係るさらなる情報が必要となっている。

本調査は、現地での情報収集結果を踏まえて、ラオス及びカンボジアにおける人身取引対策支援にかかる実施体制とその課題を分析・整理するとともに、本プロジェクトの広域活動における関係国との協働のあり方や方向性を検討するものである。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、調査団員として派遣される JICA 職員や本プロジェクト専門家等と協議・調整しつつ、調査を実施する。具体的担当事項は次のとおりである。

(1) 国内準備期間(2016年11月上旬)

- ① JICA 本部担当者との打ち合わせに出席し、本調査の実施方針、内容及びスケジュール

を確認する。

- ② ラオス・カンボジア中央政府、地方政府及び他ドナーや民間機関の協力による人身取引対策支援の取り組み状況を既存の報告書、各種文献、ウェブサイト等から入手可能な情報をもとに整理する。
- ③ 本プロジェクトの広域活動に関し、既存のPDM等に基づき、プロジェクトの投入実績、活動実績、計画達成度を既存の報告書・資料等から分析し、課題等を整理する。
- ④ 以上の作業をふまえ、現地調査におけるワークプラン案(和文・英文)、質問票案(和文)及び第1次現地調査報告書の目次案を作成し、JICAに提出する。ワークプラン案には、調査工程、調査手法、資料入手方法(国内作業で収集できなかった情報については取得方法等も含めて整理)を含めて記載する。上記のワークプラン案等について、JICAからのコメント等をふまえて、最終化を行う。
- ⑤ 現地調査前の対処方針会議等の国内協議に参加する。

(2) 第1次現地派遣期間(2016年11月中旬 - 12月中旬)(ラオス:移動日含め14日間、カンボジア:移動日含め7日間を想定)

- ① JICA ラオス、カンボジア事務所での会議に参加し、調査方針及び日程の確認を行う。
- ② ラオスでの調査に際しては、調査項目表に従い、人身取引対策との関係で、以下の項目について現地で入手可能な文献・資料収集、関係者へのインタビュー調査等を行う。また、ラオス国内での出張先として、サバナケット県、チャンパサック県、ボケオ県のうち2県への訪問を想定しており、以下、イ)～オ)については地方での情報収集も行う。国内出張先はJICAとの協議を踏まえ決定すること。
 - ア) ラオス政府の人身取引及び女性及び子どもに対する暴力にかかる最新の法制度及び政策
 - イ) ラオス政府における中央及び地方政府機関等(公安省、社会福祉省、外務省、女性連盟、青年連盟等)における組織、予算、人員を含む実施体制及び活動状況
 - ウ) シェルター(政府・NGO)の運営状況・体制
 - エ) Child Protection Network の活動状況及び実施体制、子どもや女性等の保護を目的としたホットラインサービスの運用状況、女性連盟の Counselling and Protection Units / Center の活動状況、Village Mediation Unit の活動状況及び実施体制
 - オ) 他ドナー(UNICEF、IOM、オーストラリア政府、UNODC、World Vision、Save the Children、Village Focus International、Sengasvan 等)の最新の援助動向及び現地 NGO の活動状況。特に国境沿いで活動する他ドナー、NGO 等の情報も収集・確認する。
- ③ カンボジアの調査に際しては、調査項目表に従い、人身取引対策との関係で、以下の項目について現地で入手可能な文献・資料収集、関係者へのインタビュー調査等を行う。

カンボジア国内での地方出張も想定しており、訪問先については別途 JICA から指示する。

- ア) カンボジア政府の人身取引及びジェンダーに基づく暴力にかかる最新の法制度及び政策
 - イ) カンボジア中央省庁及び地方出先機関(内務省 国家人身取引対策委員会、国家警察、社会福祉・退役軍人・青少年厚生省、女性省、労働省等)における組織、予算、人員を含む最新の実施体制
 - ウ) カンボジアの地方自治機関(州、区・市・郡等)における人身取引対策及び女性や子どもに対する暴力分野の活動状況
 - エ) 内務省国家人身取引対策委員会、国家警察、社会福祉・退役軍人・青少年厚生省及び女性省の VOT 保護に係る手続きの整理
 - オ) 他ドナーの最新の援助動向及び現地 NGO の活動状況
- ④ 現地調査結果の JICA ラオス及びカンボジア事務所等への報告に参加する。

(3) 国内作業期間(2016 年 12 月中旬 - 下旬)

- ① 第 1 次現地派遣において収集した資料の整理及び分析、収集資料のリスト作成、質問票回答、インタビュー回答の取り纏めを行う。
- ② 帰国報告会、第 2 次現地調査前対処方針会議等の JICA 本部打合せに出席し、担当分野に係る結果を報告する
- ③ 第 1 次現地調査報告書(和文・英文)を作成する。
- ④ 第 1 次現地派遣を踏まえ、必要に応じ事前に作成した第 2 次現地派遣の質問票等やワークプラン案に修正を加え、JICA 本部に提出する。

(4) 第 2 次現地派遣期間(2017 年 1 月中旬 - 下旬:タイ(移動日含め 9 日間を想定))

タイ国での調査は、本プロジェクトで支援した国境地域での活動についても調査を行う。具体的な地域は第 1 次現地調査結果を踏まえ提案し、JICA の承認を得て決定する。

- ① タイ事務所と調査方針及び日程の確認を行う。
- ② 事前に配布した質問票を回収、整理するとともに、本プロジェクト関係者に対するヒアリングを行い、広域活動(成果 3)にかかるプロジェクト実績(投入、活動、アウトプットプロジェクト目標達成度)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ③ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ④ 国内準備並びに上記調査で得られた結果をもとに、調査結果報告書案(和文)の取り纏めを行う。
- ⑤ 現地調査結果の JICA タイ事務所等への報告に参加する。

(5) 帰国後整理期間(2017 年 2 月)

- ① 第2次現地派遣において収集した資料の整理及び分析、収集資料のリスト作成、質問票回答、インタビュー回答の取り纏めを行う。
- ② 担当分野に係る報告書(和文)(案)を作成し、第1次現地派遣及び第2次現地派遣の調査結果全体を取り纏める。
- ③ JICA 社会基盤・平和構築部への報告書の提出及び報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 現地調査におけるワークプラン(和文・英文)
- (2) 第1次現地調査結果報告書(和文・英文)
- (3) 調査報告書(和文)

上記報告書等については、電子データを持って提出すること。なお、本契約における成果品は(3)調査報告書(和文)とする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、「第1次現地調査:成田⇒バンコク⇒ビエンチャン⇒バンコク⇒プノンペン⇒バンコク⇒成田」、「第2次現地調査:成田⇒バンコク⇒成田」を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年11月中旬～12月中旬と2017年1月中旬～下旬を予定しています。

第1次現地調査にて、JICAの調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日から1週間遅れて現地調査(2週間程度)を開始する予定です。第2次現地調査では、JICAの調査団員は本業務従事者から数日遅れて現地調査を行う予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

- ② 現地での業務体制

本業務にかかる調査団構成は、以下の通りです。

- ア) 総括(JICA)

- イ) ジェンダーと開発(JICA)
- ウ) 協力企画(JICA)
- エ) ジェンダーに基づく暴力/人身取引対策(本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAラオス、カンボジア、タイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
なし
- ウ) 車両借り上げ
あり
- エ) 通訳備上
あり(英語⇄ラオス語、英語⇄クメール語、英語⇄タイ語の通訳)
- オ) 現地日程のアレンジ
JICAが必要に応じアレンジしますが、JICA団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイントの取り付けが必要となる場合があります。
尚、出張については以下が生じる見込みで、国内航空券は必要に応じてJICA事務所が手配します。
 - ・ ラオス・カンボジアの地方レベルの被害者保護・社会復帰支援活動の視察・調査等: 地方政府の実施体制・活動状況及び現地NGOの活動状況等にかかる情報収集として、JICAが後日選定するラオス・カンボジアの地方都市で調査を実施予定。
- カ) 執務スペースの提供
なし
- キ) ビザ取得及び国内移動許可
 - ・ 現地調査に必要なビザ取得のための招聘状発出および調査国内の移動許可取得にかかる手続きはJICAにて支援します。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室(TEL:03-5226-8145)にて配布します。
 - ・ メコン地域人身取引対策情報収集確認調査報告書(人身取引対策におけるケース・マネージメントに関する調査)2013年8月
 - ・ タイ国「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」詳細計画

策定調査報告書

- ② 本業務に関する以下の資料が、JICA図書館のウェブサイトで公開されています。
- タイ王国人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト終了時評価報告書、2013年10月
http://open_jicareport.jica.go.jp/215/215/215_122_12229514.html

(3)その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます
- ② 現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録してください。現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA安全対策措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAラオス、カンボジア、タイ事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。また、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やか相談するものとします。

以上